

中国政府に香港民主活動家の「逮捕取り消し」等を求める意見書

香港の民主活動家で、「雨傘革命」のリーダーでもあった周庭氏や香港紙「蘋果日報（アップルデイリー）」の創業者の黎智英氏をはじめ、民主派メディア関係者が「香港国家安全維持法」違反の容疑で逮捕されました。その後、周庭氏と黎智英氏は釈放されましたが、最高刑を終身刑とする同法容疑の逮捕が安易に行われたことは、恐るべき暴挙です。

周庭氏は、民主派政治団体の香港衆志解散後は主だった活動はしておらず、違反容疑の詳細は明らかになっていません。また、黎智英氏は釈放後、米国メディアの取材に対し「報道の自由」や「民主化運動」に疑念をもたらしているとして国安法に反対を表明しています。今後両者は起訴される可能性があり、裁判官は中国政府寄りの行政長官が指名するため、公平な審理が行われるかは極めて疑問です。

本来、法律というのは、自由を保障するものです。国民は、法律を守っているかぎり、自由に幸福に生きることができます。これが、「法の支配」であり「法の下での自由」という考え方です。しかし国安法は、この「法の下での自由」の考え方に反しており、中国政府は人々の自由を縛るために法律を行使しています。民主主義が機能していない国家における立法は、独裁者の権力を増し、全体主義的な体制を強化するだけです。

今回の中国の横暴を日本やアメリカをはじめ「自由・民主・信仰」を普遍的な価値として認める国々は決して容認すべきではありません。今こそ日本は、ひとり自国の平和のみならず、世界の平和と繁栄をもたらす地球的正義を打ち立てる、世界のリーダー国家を目指すべきです。

よって、国及び関係機関においては、下記の事項を実現するよう強く求めます。

記

- 1 中国政府に対して、周庭氏、黎智英氏等香港民主活動家の「逮捕取り消し」を求めるよう働きかけること。

- 2 中国政府に対して、アメリカやイギリスをはじめ、自由主義国と連携して香港国家安全維持法の撤回を求めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月29日

鳥取県岩美町議会